

## 令和5年度第6回

### 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点）

#### 次 第

日 時 令和6年2月6日（火）  
午前10時00分から  
会 場 朝霞市役所501会議室

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- （1） 地域生活支援拠点等の評価について
- （2） 地域生活支援拠点等専門部会の活動報告
- （3） 特定相談支援事業所連絡会での協議内容の報告
- （4） その他

#### 3 閉 会

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点部会）委員名簿

令和6年2月6日現在

氏名	所属等
<b>相談支援事業者</b>	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員
<b>障害福祉サービス事業者</b>	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)世話人
<b>教育又は雇用関係者</b>	
おやぎき じゅんじ 親崎 惇司	和光南特別支援学校進路指導主事
うちだ たつや 内田 達也	朝霞市商工会理事
<b>障害者団体の代表者</b>	
なかむら まきこ 中村 真喜子	特定非営利活動法人朝霞市心身障害児・者を守る会会員



11	重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか	△		△		×	今後はこれらの生活状況の確認を強化する。必要に応じて専門家の意見を求め、より適切な支援を提供できるように取り組む。	△	ニーズの把握方法含め検討する	×		○			
12	社会的活動（ボランティア等）を希望する障害者等の把握に努めているか	△		△		×	社会的活動（ボランティア等）を希望する障害者等の把握をして、各個人の希望や能力についての詳細な情報を把握するための体制や手段を整える。	△	同上	×		○			
障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針		状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針
13	障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか	△		△		×	以前はおこなっていたが、コロナ以降活動することができていない。折をみてイベントを開催する。	○		△	講座等、独自でおこなっているが、今後協議会で把握した課題の共有を図っていく	△			
14	障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか	△		△		○	今後も多職種が集まる地域の研修会等へ積極的に参加する。	○		○		○			
個人情報の保護		状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針
15	支援者間において、市が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか	○		○		○	個人情報の管理体制を整備し、情報が適切に保管され、不適切な利用や漏洩が防がれるように個人情報保護に関する取り組みを継続する。	○		○		○			
利用者満足の向上		状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針
16	相談や苦情に適正に対応できる体制となっているか	△		△		○	利用者の満足の向上のために、これからも改善に努めていく。	○		○		○			
17	安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか	△		△		○	利用者の方々からのフィードバックを積極的に取り入れ、プライバシー保護の取り組みを常に見直し、改善していく。	○		○		○			
公正、公平性・中立性の確保		状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針	状況	今後の方針
18	公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか	△		△		○	今後も継続する。	○		○		○			
19	公正、公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービス事業所等の紹介を行っているか	△		△		○	今後も継続する。	○		○		○			
20	障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか	○		○		○	今後も継続する。	○		△		○			
21	協議会等への報告、説明等に協力しているか	△		△		○	今後も継続する。	○		△		○			

地域生活支援拠点等に必要機能の実施状況の把握

\* 1：効果的に実施している＝○、実施しているが有効ではない＝△、実施していない＝×

①相談

個別機能に関するもの		A		C		E		G	
		状況	今後の方向性	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性
相談									
22	障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか	△		○	各制度やサービスに関する最新の情報を常に把握し、それを利用者に提供することを心掛ける。	○			
23	個別相談を受ける体制の確保（相談窓口の設置等）しているか	△		○	利用者の方々からの相談を受け付け、適切に対応することを心掛ける。	○			
24	相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができていますか	△		○	進捗管理のシステムを改善し、より詳細な情報を把握できるように職員間での進捗管理を統一する。	△			
25	運営に当たっては、緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか（必ずしも24時間体制を採る必要はない）	△		○	24時間体制を取っている。	△	連絡体制の明確化を図る		
26	緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取組みを行っているか	△		○	生活状況や心情を把握し、早期に問題を察知し対応することを心掛ける。	△			
27	相談を受けた後の対応（紹介）の仕組みを構築しているか	△		○	利用者の方々からの相談を受けた後、そのニーズに応じて適切なサービスや支援を紹介する体制を整える。	○	各機関との継続的な関わりを行う		
28	切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか	△		○	各制度間の連携をさらに深め、よりスムーズなサービス提供ができるように他業種との関係性を深める。	△	出来ている事業所とは継続し、出来ていない事業所とは関係性の構築を築く		

地域生活支援拠点等に必要機能の実施状況の把握

\* 1：効果的に実施している＝○、実施しているが有効ではない＝△、実施していない＝×

②緊急時の受け入れ・対応

個別機能に関するもの		D	
		状況	今後の方向性
緊急時の受け入れ・対応			
29	「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応（定義外の対応を含む。）について、具体的な方法を定めているか	△	現状は短期入所の受入手順に準拠している
30	本人の家族状況、障害特性、服薬情報、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか（その際、受け入れ制限をしていないか）	○	
31	緊急時の受け入れ後、サービス利用計画等の見直しを行っているか		非該当
32	各事業所（関係機関等を含む。）間の当番制による緊急時の受け入れ・対応を図っているか	×	
33	重度障害者も含めた緊急時における常時の受入体制が確保できているか	△	
34	短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠を確保しているか	×	満床になることが少ないため未確保
35	短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか	×	

地域生活支援拠点等に必要な機能の実施状況の把握

\* 1：効果的に実施している=○、実施しているが有効ではない=△、実施していない=×

③体験の機会・場

個別機能に関するもの	B		D		F	
	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性
体験の機会・場						
36 空き家・公民館等を最大限活用しているか	×		×		△	
37 障害特性に配慮した体験の場を確保しているか	△		○		○	
38 緊急時を想定した体験利用を行っているか	△		○		○	
39 地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか	△		○	ボランティアを活用し実施可能	○	
40 障害者等やその家族の意向に沿った体験の機会・場を確保できるように、関係機関等で連携しているか	△		○		○	
41 各事業所（関係機関等を含む。）間の当番制による機会・場を確保しているか	×		×		○	

地域生活支援拠点等に必要な機能の実施状況の把握

\* 1：効果的に実施している=○、実施しているが有効ではない=△、実施していない=×

④専門の人材の確保・養成

個別機能に関するもの	C		D		F	
	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性
専門の人材の確保・養成						
42 障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか	○		○		○	
43 協議会等で専門的な人材の確保・養成に係る方針や計画を十分に検討しているか	×		△		○	

地域生活支援拠点等に必要な機能の実施状況の把握

\* 1：効果的に実施している=○、実施しているが有効ではない=△、実施していない=×

⑤地域の体制づくり

個別機能に関するもの	A		B		C		E		G	
	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性	状況	今後の方向性
地域の体制づくり										
44 地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか	△		△		×	地域の社会資源についての調査を行い、それを利用者の支援に活用する方法を検討して、地域の関係者や専門家との協議を通じて、地域の社会資源を最大限に活用するための体制を構築する。	△	有効に機能出来るよう、強化を図る		
45 各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか	△		△		×	「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」の登録事業者が少なく、緊急時に対応できる体制ができていないため、登録事業者を増やし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制の構築に向けて、改善に努める。	×	拠点の登録事業者同士の連携を図る		

## R5 年9月27日開催 施設見学会 実施報告書

資料2-1

開催日時	令和5年9月27日(水)午前10時00分～11時30分
開催形態	朝霞市障害者自立支援協議会、あさか向陽園 共催
開催場所	あさか向陽園
参加者	14名 (詳細:相談支援専門員8名、自立支援協議会専門部会委員2名、事務局4名) ※あさか向陽園副園長兼自立支援協議会専門部会委員 長塚氏を除く
開催内容	1. 施設概要説明 2. 施設内見学 3. 意見交換会
備考	<p>意見交換の場面では各相談支援事業所等が抱えるケースについて、緊急度が高く、緊急短期入所ニーズとしてあるケースがどのくらいあるかを確認。あさか向陽園の特性上、ある程度自立度の高い方が入所・通所に適している人員配置や環境があり、短期入所を利用したいケースは多々あるが、重度知的障害や自己判断不能、送迎が必要等、条件に沿い難いとの認識の相談支援事業所も多かった。</p> <p>地域生活支援拠点等事業における緊急時の受入れ・場の提供機能にとどまらない部分で支援の必要性の高いケースがあることから、親亡き後を見据え短期入所等を活用できるように準備するなど、相談支援専門員が働きかける必要もあると思われる。</p>

# 地域生活支援拠点等事業の一環で 施設見学会を開催しました！

[印刷ページ表示](#) [大きな文字で印刷ページ表示](#) 記事 ID:0146019 更新日:2023年10月10日  
更新

## あさか向陽園で支援者向け施設見学会を開催しました！

令和5年9月27日 自立支援協議会専門部会(地域生活支援拠点等)とあさか向陽園共催で地域生活支援拠点等事業の機能の1つである緊急時短期入所を見据えた施設見学会を開催しました。

見学会には市内相談支援事業所、自立支援協議会専門部会委員が出席し、施設の特色を学び、作業の様子や短期入所者用居室等の見学、意見交換会をさせていただきました。

意見交換会では、各相談支援事業所が抱える事例で緊急度の高い家庭がどのくらいあるか、各々の相談支援事業所が抱える短期入所支援が必要な事例などを話し合い、朝霞市の課題を共通認識として共有していきました。

### 施設見学会の様子





## 地域生活支援事業等とは

朝霞市では、障害のある方の重度化・高齢化や親亡き後も安心して朝霞市で生活を送れるように、令和4年4月1日から朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始しています。

[※地域生活支援拠点等事業についてはこちら。](#)

## あさか向陽園の情報

### 【障害者支援施設】

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が、生活介護(定員40名)、施設入所支援(定員40名)、就労継続支援事業B型(定員40名)を運営しています。

### 【障害者歯科診療所】(埼玉県指定管理者施設)

障害のある方またはその家族が歯科診療所で受診し、その歯科医が障害者専門の歯科診療所の紹介を必要と判断した場合、県立施設障害者歯科診療所で診療を受けることができます。

≪連絡先≫

住所 〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-60

Tel:048-466-1411・048-466-1434(歯科直通番号)

Fax:048-467-4127

Email:asakakouyouen@sswc-gr.jp

## このページに関するお問い合わせ先

[福祉部障害福祉課](#)障害福祉係

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

Tel:048-463-1598 Fax:048-463-1025

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

## 資料2-3

令和5年12月1日現在

## 朝霞市地域生活支援拠点等事業所一覧

No.	登録年月日	申請者（法人名等）	名称	所在地	連絡先	事業の種類	担う機能				
							①	②	③	④	⑤
1	令和4年4月1日	社会福祉法人高栄会	ひまわり工房	朝霞市大字宮戸17番地	048-487-7916	生活介護 就労継続支援B型			○	○	
2	令和4年4月1日	社会福祉法人高栄会	相談支援事業所ひまわり	朝霞市大字宮戸17番地	048-487-7917	計画相談支援 障害児相談支援	○				○
3	令和4年4月1日	株式会社彩友	相談支援センターさいゆう	朝霞市根岸台6-9-9-A号室	048-424-8929	計画相談支援	○				○
4	令和4年4月1日	株式会社彩友	ポコポコブカブカ	朝霞市本町1-8-7-2F	048-458-0690	就労継続支援B型 自立訓練（生活訓練）			○		○
5	令和4年4月1日	NPO法人キラキラ	相談支援事業所キラキラ朝霞	朝霞市本町1-7-17ツイ ンズハウスⅡ101	048-423-6750	計画相談支援 障害児相談支援	○			○	○
6	令和5年7月1日	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	はあとびあ障害者相談支援センター	朝霞市大字浜崎51番地の1	048-486-2400	計画相談支援 障害児相談支援	○				○
7	令和5年10月1日	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	あさか向陽園	朝霞市青葉台1-10-60	048-466-1411	生活介護 施設入所支援 就労継続支援B型 短期入所		○	○	○	
8	令和5年12月1日	特定非営利活動法人 なかよしねっと	なかよしかひえ	朝霞市朝志ヶ丘1-2-6-108	048-476-6386	生活介護			○		
9											
10											

※担う機能について

①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

## 令和5年度 特定相談支援事業所連絡会活動報告

(令和5年12月末時点)

日程	時間/場所		事業所	出席人数	内容
4月28日(金)	9:30~11:00	司会	ふれあい相談支援センター	28	顔合わせ、自己紹介(市含む)、市から制度変更及び注意事項の説明、基幹プロジェクトの進捗状況報告、連絡会の情報共有について、今後の運営について、各事業所から情報共有等
	はあとびあ2階会議室	書記	朝霞市つばさ会相談支援事業所あゆみ		
5月26日(金)	9:30~11:00	司会	はあとびあ相談支援センター	18	【GSV】事例提供:リライト 司会進行:はあとびあ 内容:就労継続支援B型利用希望の30代女性について 基幹プロジェクトの進捗状況報告、連絡会の情報共有について、各事業所から情報共有等
	はあとびあ2階会議室	書記	コーヒータイム相談事業所		
7月28日(金)	9:30~11:00	司会	コーヒータイム相談事業所	14	【事例検討】事例提供:共生みらい 司会進行:コーヒータイム 内容:GHから出て一人暮らしがしたい50代男性について 「障害福祉サービスに関するお願い(注意事項)について」アンケート集計結果について 基幹プロジェクトの進捗状況報告、連絡会の情報共有について、各事業所から情報共有等
	はあとびあ2階会議室	書記	相談支援事業所ひまわり		
9月22日(金)	9:30~11:00	司会	相談支援事業所ひまわり	14	5月のGSV振返り(その後の経過)相談員から報告共有・助言 基幹プロジェクトの進捗状況報告、連絡会の情報共有について、各事業所から情報共有等
	はあとびあ2階会議室	書記	相談支援センターさいゆう		
【臨時】 10月26日(木)	15:00~16:00	司会	事務局	16	基幹相談センターについて市の進捗状況の確認・質疑応答 「障害福祉サービスに関するお願い(注意事項)について」質疑応答※中止 連絡会の情報共有について、各事業所から情報共有等
	はあとびあ2階会議室	書記	事務局		
11月24日(金)	9:30~11:00	司会	みつばすみれ相談支援センター	13	【GSV】事例提供:福寿 司会進行:みつばすみれ 内容:夢に向かい、生活の充実を図りたい10代男性について 基幹プロジェクトの進捗状況報告、連絡会の情報共有について、今後の運営について、各事業所から情報共有等
	はあとびあ2階会議室	書記	相談支援元気キッズNCSあさか		
【予定】 1月26日(金)	9:30~11:00	司会	相談支援元気キッズNCSあさか		GSV振返り(その後の経過):共生みらい
	はあとびあ機能回復訓練室	書記	コルポート朝霞台		
【予定】 3月22日(金)	9:30~11:00	司会	コルポート朝霞台		GSV振返り(その後の経過):福寿
	はあとびあ2階会議室	書記	ふれあい相談支援センター		

## 基幹相談支援センタープロジェクトチームの活動について

## 【これまでの取り組み（報告）】

基幹相談支援センタープロジェクトチーム（以下、基幹 PT という）は、これまで取り組んできたことを以下のように報告します。

令和5年1月、特定相談支援事業所連絡会事務局（以下、事務局という）より、基幹 PT 立ち上げ及び、基幹 PT メンバー募集について、特定相談支援事業所連絡会メンバーに周知。その後、基幹 PT メンバーが決まる。

令和5年3月、第1回基幹 PT 会議。朝霞市障害福祉課より、基幹相談支援センター設置へ向けた状況等について説明を受け、朝霞市にできる基幹相談支援センターについて、どのような基幹相談支援センターであれば、みんな（市民や相談支援に関わる関係機関）が使いやすく、また機能するかを今後基幹 PT で検討していくこととなった。

令和5年4月、第2回基幹 PT 会議。今後の基幹 PT 会議の開催頻度、朝霞市障害福祉課への報告書提出等のスケジュール、そのほか今後の検討事項等について協議した。

## (1) 会議の開催頻度

毎月1回、事務局へ報告するため事務局会議の前に基幹 PT 会議を開催することとした。

## (2) スケジュール

朝霞市障害福祉課へ検討したことをまとめて報告する時期として、朝霞市より、早いほうがよい旨の話はあったが、この時期までにという具体的な指定がなかったため、基幹 PT としては令和7年度開設を前提として進めることとした。令和5年度は検討を重ねて、令和6年度上半期に検討してまとめたものを報告することとした。

## (3) 今後の検討事項

相談支援体制セルフチェックシートの小項目を基に、①開設と同時に行うべき必要なこと、②必要なことだが少し先でもよいこと、③業務が軌道に乗ってから行うこと、の3つに分ける作業を行うこととなった。

令和5年5月～7月、第3～5回基幹 PT 会議。セルフチェックシートの優先順位分けをまとめた。その後、他市の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等の状況調査及び、特定相談支援事業所連絡会メンバーへの基幹相談支援センターに関するアンケートを行うこととなった。

令和5年8月、第6回基幹 PT 会議。人口規模や立地等が朝霞市に近い他市の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の状況を調査してまとめた。特に他市の委託相談支援事業所と朝霞市のその状況に違いがあることが分かった。

令和5年10月、第7回基幹 PT 会議。前回会議以降、基幹相談支援センター開設に関する進展があり、10月26日に臨時特定相談支援事業所連絡会が開催されることとなった。その際、朝霞市障害福祉課より進捗状況等について報告があることを確認した。

令和5年11月、第8回基幹 PT 会議。10月26日の臨時特定相談支援事業所連絡会の内容を基に、今後の基幹 PT 会議について協議した。これまでの取り組みをまとめた報告を朝霞市障害福祉課へ提出することとした。

令和5年12月5日、これまで基幹 PT で取り組んできたことをまとめたものを朝霞市障害福祉課へ提出。

令和5年12月12日、第9回基幹 PT 会議。今後、基幹 PT 会議として以下のことに取り組むこととした。

- (1) 朝霞市の具体的な地域性（どのような地域か？地域にはどのようなニーズがあるのか？）を調査する。
- (2) 朝霞市障害者基幹相談支援センター運営業務委託仕様書（案）の作成。

#### 【課題】

- ① 朝霞市の地域性を把握して、地域性に合った基幹相談支援センターになるには、どのようなことが必要か。
- ② 基幹 PT で検討してきたことをどこへどのような方法で反映させるか。
- ③ 基幹相談支援センター開設後のサポートや連携等はどこが担うか。

#### 【今後の取り組み】

- ① 基幹相談支援センター立ち上げの際、地域ニーズに即した業務を展開するため、朝霞市の具体的な地域性（どのような地域か？地域にはどのようなニーズがあるのか？）を調査する。
- ② 基幹 PT で検討してきた内容を反映させた、基幹相談支援センター運営業務委託仕様書（案）を作成し、朝霞市障害福祉課へ提出する。
- ③ 基幹相談支援センター開設後、基幹相談支援センターと連携して、業務の内容及び進捗状況等を確認していく。

## 基幹プロジェクトチームとしての総合評価

			障害福祉課	障害者相談支援センター(委託)	基幹PTで話し合った結果	①②③とした理由もしくは現状 (①②③は基幹相談支援センター設置してから運営することが望ましい順番。 基幹がやるべきことではないと思われるものは空欄となっている。)
①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体障害	●	●	①	委託、特定相談支援事業所も対応
		知的障害	●	●	①	委託、特定相談支援事業所も対応
		精神障害	●	●	①	委託、特定相談支援事業所も対応
		発達障害	●	●	①	委託、特定相談支援事業所も対応
		高次脳機能障害	●	●	①	委託、特定相談支援事業所も対応
		難病	●	●	①	委託、特定相談支援事業所も対応
		障害児	●	●	①	委託、特定相談支援事業所も対応
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	世帯の支援が必要なケース	●	●	①	特定相談支援事業所につながらないケースを委託、基幹が対応する。
		家族支援も必要なケース	●	●	①	特定相談支援事業所につながらないケースを委託、基幹が対応する。
		地域移行ケース			①	一般相談支援事業所が対応しているため、一般相談に繋ぐ。
		自市町村からの転入(転出)ケース	●		①	福祉サービスを利用していれば、基幹相談支援センターが特定相談支援事業所にアドバイスしながら繋ぐ。利用していない場合には、障害福祉課CWが対応する。
		広域対応が必要なケース	●	●	①	福祉サービスを利用していれば、基幹相談支援センターが特定相談支援事業所にアドバイスしながら繋ぐ。利用していない場合には、障害福祉課・委託が対応する。
		障害特性の専門的支援が多く必要なケース		●	①	特定相談支援事業所の後方支援をおこなう。
		触法ケース	●	●	①	「触法障害者」の受け入れ先を探す、仕組み作りは必要。司法書士や保護司、定着支援センター、支援団体へ繋ぐ。
委託相談の後方支援	相談支援専門員からの相談対応			①	R4年連絡会『基幹相談支援センターが担う部分のイメージ』のアンケートでも、後方支援の要望が多数あったので最重要。	
	ケース会議同席		●	①	担当者一人では解決が難しい事例でも、さまざまな人の視点から意見を出し合い効果的な対応策を発見できるようにスーパーバイズをおこなう。	
	事例検討実施		●	①	協議の場を作り知恵を出し合う。解決できない「本人の困りごと」は、地域の課題として解決に向けた具体的な協議を進める。	

# 資料4-2

◎地域の相談支援体制の強化と取り組み		委託のスーパーバイズ			②	委託が複数になったときに必要。委託との連携、会議は必須。		
		基本相談マニュアル-Q&A作成	●	●		①	以前作成したものは法改正もあり現在の制度と合わないところや、新規事業所が増えて周知もされていないため、特定相談支援事業所も一緒に作成する。	
		市民への周知活動やリーフレットの作成	●			②	基幹相談支援センターが立ち上がって、ある程度、業務のすみ分けができてから、一般市民向けに作成する。	
	計画相談支援の推進		通常ケースの計画相談実施					特定相談支援事業所が実施
			専門性が高いケースの計画相談実施				①	特定相談支援事業所が実施(必要であれば基幹と委託が後方支援をおこなう)。基本、委託と基幹は計画作成はしない。
			計画の検証	●			①	『特定相談支援事業所連絡会』を活用して実施する。
			計画のスーパーバイズ	●			①	『特定相談支援事業所連絡会』を活用して実施する。
			研修の企画運営	●			①	個別支援から地域における必要な研修内容を吸い上げる。
			指定事業所の連携推進(計画相談を実施する事業所の調査等)	●	●		①	『特定相談支援事業所連絡会』を活用して実施する。
			計画相談マニュアル-Q&A作成	●	●		①	特定相談支援事業所も一緒に作成する。
			サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援				③	余力があれば、各事業ごとのサビ管を取りまとめ、地域課題を吸い上げる。
	人材育成		研修の企画運営	●			①	アンケートをおこない、必要な研修をおこなう。
			相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター)				③	体制が整ってから、アンケートをおこない、必要な研修をおこなう。
			サビ管研修の企画運営					県が実施している。
			交換研修・インターシップの受け入れ				①	初任者研修、現任者研修時の受け入れをおこなう。
			指導者養成研修への参加				①	指導者養成研修に参加して、地域に持ち帰る。
	地域自立支援協議会・相談支援連絡会事務局		協議会企画運営	●				市が実施
			連絡協議会運営	●			①	市主催から事務局主催に変更となったため、今後は運営は基幹がおこなう。
			地域自立支援協議会への参加	●			①	特定相談支援事業所の個別支援から課題を積み上げた、地域の課題やニーズを把握して、自立支援協議会に繋げる役割を担う。
			各区相談支援連絡会議への参加	●	●		①	相談支援事業所連絡会への参加、企画運営等をおこなう。
			障害福祉計画の策定及び進捗管理	●			①	地域のニーズや課題、地域診断、地域福祉計画をリンクさせてPDCAをおこなう。
		研修の企画運営	●			①	自立支援協議会における研修は今直ぐ必要ではないが、活性化するためには今後必要と思われる。	

# 資料4-2

当事者活動の推進・支援	ピアサポーターによる相談支援の支援			③	ピアサポート研修を受けた事業所が各事業所に対応する。		
	ピアサポート活動への支援			③	ピアサポート研修を受けた事業所が各事業所に対応する。		
行政及び関係機関との連携 (サービス調整会議)	行政との役割分担の明確化	●	●	①	行政、基幹、委託、特定相談支援事業所のすみ分けを明確化して、役割分担をおこなう。		
	福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携	●		①	「にも包括」構築のためにも、普及啓発が必要。単独支援ではなく、面的支援(地域全体)での支援をおこなう。		
	市町村窓口との一体化(一本化)	●	●		? 「ワンストップ支援」のことであれば必要。		
	療育支援事業所、幼稚園、保育園、学校等	●	●		特定相談支援事業所も対応		
	ハローワーク、就労、生活支援センター、企業、商工関連団体等				自立支援協議会で連携ができています。		
	医療関係	●			医療機関とのネットワークが弱いので、今後、構築が必要。		
	発達障害者支援センター	●			県の機関との連携をおこなう。		
	地域包括支援センター、介護保険事業所等	●	●		特定相談支援事業所も対応		
③地域移行・地域定着の促進の取り組み	地域相談支援の推進	地域相談のスーパーバイズ			③	一般相談支援事業所との連携	
		研修の企画運営			③	一般相談支援事業所との連携	
		地域相談マニュアルQ&A作成			③	一般相談支援事業所との連携	
		住居サポート事業の委託			③	一般相談支援事業所との連携	
	体制整備のコーディネート	●			③	一般相談支援事業所を増やすため、地域への指導的役割が必要。	
	地域の把握、関係機関への普及啓発	精神科病院訪問				③	緊急時対応で対応してもらうための啓発活動は必要。保健所とも連携する。
		入所支援施設訪問				③	現時点でも委託・特定相談支援事業所が対応している。
	地域の実態把握	権利擁護に関する地域の実態把握	●			③	各相談支援事業所からの情報収集はできる。
権利擁護に関する地域への普及・啓発		●			③		
④権利擁護・虐待防止	虐待防止センター機能	通報受付	●			県や市の機関で対応する。基幹相談センターが設置されてから、基幹で対応した方がいいような状況があれば検討していく。	
		緊急一時保護場所調整	●			上記同様	
		夜間通報受付					上記同様
		虐待対応のスーパーバイズ					上記同様
	障害者差別相談窓口機能	相談対応	●				上記同様
		助言及びあっせんの実施	●				上記同様
		差別事案のスーパーバイズ	●				上記同様
		相談対応	●				上記同様
		市町村長申し立て機能受託	●				上記同様



# 資料4-2

	成年後見相談機能	市民後見人の育成	●			市や社会福祉協議会で対応する。	
		法人後見の実施				専門家、各法人で対応。余力があれば啓発活動をおこなう。	
	金銭管理機能	金銭管理相談対応				成年後見人もしくは、社会福祉協議会の「安心サポート」で対応。	
	専門機関との連携	社会福祉協議会	●	●		現時点でも連携はできている。個別ケースで連携が必要であれば、これまで通り随時対応する。	
		弁護士会				個別ケースで連携が必要であれば、随時対応する。	
司法書士会					個別ケースで連携が必要であれば、随時対応する。		
社会福祉士会					個別ケースで連携が必要であれば、随時対応する。		
		地域生活定着支援センター				個別ケースで連携が必要であれば、随時対応する。	
⑤その他	情報発信・共有	広報発行			②	余力があればおこなう。どの機関がおこなうかもその時に協議する。	
		ホームページ開設・運営				②	余力があればおこなう。どの機関がおこなうかもその時に協議する。
		相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)	●			②	報酬改定、新制度等があったとき等、連絡会の中で勉強会をおこなう。
	基幹センターの体制整備	24時間365日対応				②	一般相談支援事業所が対応。その他は臨機応変に対応する。
		事務職員の配置	●	●		①	業務がスムーズにおこなわれるように事務員の配置は必須。
		公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配置)	●			①	設置は必須。
		市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等	●			①	役割分担、すみ分けが必要。

- ・相談支援体制が強化できる仕組みが必要。(主任相談支援専門員の配置)
- ・他市・他県からの転入(基幹相談支援センター同士の連携)
- ・支援困難の支援者支援、事業所支援→委託と一緒に動く。基幹は直ぐに支援が必要な場合、緊急性が高い場合以外、よほどでないとは動かない。(基幹の役割を明確に取り決めをする。)
- ・ケア会議に積極的に入って行く。
- ・委託が計画を持たないようにする。計画相談に引継ぐ。(後方支援はする。支援を広げる。)
- ・個別支援から地域における課題を吸い上げ必要な研修をおこなう。
- ・相談支援専門員の必要性を地域に広げていき、相談員を増やす。(各事業所に働きかける。)

## 1 利用者への対応について

- ・利用者本位でならないといけなのに、家族の考えや思いを優先してしまうことがある。本人はサービスを望んでいる、いないなど家族間のすり合わせの対応が難しい。
  - ・サービス事業所を探す際に、空き情報も含めた一覧表などがあるとスムーズな対応が出来ると感じる。また、新規の方が相談で事業所を探すために何箇所にも連絡されているのはとても心苦しく感じている。やはりどこか情報の集約ができていて、案内できる場所が必要だと思う。
  - ・困難事例に対して気軽に相談できている。
  - ・利用者宅に同行してもらっている。
  - ・事業所内で定期的に相談できている。
  - ・本人だけでなく家族にも問題がある場合の対応について悩む事もある。
  - ・通院同行を使いたいが、ヘルパーの調整がつかないことが多い。そのため、相談支援専門員が通院同行している。
  - ・相談支援専門員がすべき事が、どこまでなのかが分からない。
  - ・事業所は現在利用していないが、家庭環境や生活全般を含めてまだ相談支援事業所を終了できないかなと思うときに、いつどのようなときに卒業を考えるか相談できる場所があるとありがたい。
  - ・新規契約の希望で連絡をいただくことが多々あるも、マンパワーが足りておらず待機していただいている現状がある。
  - ・パーソナリティ障害や高次脳機能障害の方等、対応が難しいケースについて悩むことはどこもあるのではないかと。個人情報の関係で「共有」は難しいかもだが、「気軽に」相談できる場があるといいのではと思う。
  - ・サービス提供事業者と利用者（親）間で、ほぼほぼサービス内容や頻度が決まった状態で連絡を頂くことがほとんどです。悪くはないですが、そんなものなのでしょうか？
  - ・特にありません。
  - ・利用できるサービス、施設等利用者個々の実情に応じた相談ができたり、情報を頂ける場であれば良いと思う。
- ・もう少し相談支援事業所同士のネットワークが強化されると、事業所探し、ヘルパー探し等の情報収集を迅速にできるようになると思う。そこを管理してくれる機関が必要。（基幹ができることに期待）

## 2 相談員の相談窓口について

- ・各相談支援事業所の受け入れ可否の状況が、全事業所で共有できるといい。
  - ・事業所内のケース会議にて、ケースの相談はできる体制にはなっているが、川口市の連絡会では困難ケースなどは委託事業所が並走してくれている様子が見られ、そのような体制があったら随分精神的負担も軽くなると感じる。
  - ・利用者に対しての対応の仕方や障害者についてのさまざまな制度について相談できる。
  - ・資料などもいつでも閲覧またはホームページ上にリンクが貼ってある。
  - ・基幹相談がどのような役割を担ってくれるのか期待。
  - ・相談支援専門員として、どこまで関わって良いか悩む事もあるので同じ立場の方々に相談をしていけると助かる。
  - ・相談支援専門員2人体制なので、2人で相談し合うことができている。第三者の意見を聞ける窓口があるとよい。
- ・あったら良いと思う。
- ・基幹センターで、ケースの困り事や、今の事業所の状況などを相談できるようになったらありがたい。相談支援事業所への定期訪問や電話連絡があることは仕事をしていく上での安心感に繋がる。

- ・ 依存度が高い利用者の対応については、一定の距離を保って対応することを心掛けてはいるが相手の勢いが強い時には誰かに吐き出したいと感じてしまうことがある。
- ・ 相談員が複数いる事業所はまだしも、特に一人での事業所の場合は気軽に相談が出来る場があると良いと思う。
- ・ 困ったときに相談や助言をいただける窓口があることは、大変心強く、その必要性を強く感じている。
- ・ 代表番号から、携帯に転送しているので、不便していない。
- ・ 相談員に困り事があった時にいっしょに解決に向けての糸口を考えてもらえる基幹であると嬉しい。
- ・ 触法ケースや多問題のケースなど難しいケースの場合、今までの自分を振り返ってみると、障害福祉課CWの存在が大きかったように思う。愚痴も含め、一緒に考えてくださっていたので、今後は障害福祉課にCWがいなくなるのであれば、そういう部分を基幹が担ってくれるといいと思った。

### 3 相談スキル、人材育成のこと

- ・ 市役所などに問い合わせた内容や知り得た情報など、全相談支援事業所で共有できるといい。
- ・ 相談員のスキルアップのための研修などの企画があれば参加したいと思う。
- ・ GSVなどを定期的に行う。各種障害者制度についての勉強会の開催を行う。
- ・ 適宜外部研修に参加している。
- ・ 日々の業務に追われて、自己研鑽の時間があまりないので学べる機会があると良いと思う。相談支援専門員1年目とかに特化した研修なども良いかと思う。
- ・ 日々の業務にあたる中で経験値が上がり、スキルアップすると思うが、GSVのような機会があれば、さらにスキルアップできると思う。
- ・ 会社全体の研修は内容がなかなか合わないため、市から等の研修案内で、該当する研修は申し込みをしてスキルに繋がるようにしている。
- ・ 経験年数等によって市内周辺の社会資源の知識量に差が出てしまうことは仕方がないが、実践だけではない経験で社会資源について知ることができる研修などがあれば参加したいと思う（例：朝霞市（周辺）にある就Bのについて特色を含めた紹介の研修等）
- ・ それぞれが持つ経験やスキルが異なるので、事業所を超えて相談したり教えあえたりする機会や場所があると良いと思う。
- ・ ゴールがないテーマだと認識している。日々、都度出来る工夫を周囲の皆さんにお伝えしている限り。
- ・ 自身のスキルを見直す事ができる場があればと思う。
- ・ 支援の個別化など、マニュアル的にならないような計画が出来るような人材育成が必要と思う。
- ・ どんなに経験を積んでも、もっと経験のある方がいると相談したくなる。（研修などに参加するとそう思う）なので、地域の相談支援専門員を増やしていくためにも、相談員が相談できる体制が必要。そして、基幹は他市の基幹との情報交換が必要と思う。

#### 4 関係機関との連携（多職種連携）

- ・ 朝霞市、近隣市にある各種事業の事業所一覧や利用状況が、すぐ閲覧することができるものがあるといい。関係機関（福祉サービス提供事業所）へのモニタリングを、他の相談支援事業所はどのようにおこなっているか知りたい。
- ・ 6/1に行われた「障害福祉関係者みんなで考える交流会」のような顔の見える機会は、お互いの業務内容を理解したり、連携を取りやすくするための機会に繋がると思った。
- ・ 行政、民間、ボランティアを問わず、障害者に対しての支援を行っている各団体に事業所紹介文を記入してもらう。どのような対象者にどのような支援をどのような形で行っているのか、どういうところが強みか、一目でわかるような文を記入してもらい、基幹のホームページから検索できる。  
例）児童、ボランティア、対象地域、セールスポイントなど入力すると団体が検索できるような感じ。
- ・ 必要に応じて会議を開催している。
- ・ 協力的な機関もあるが、事業所任せの行政（担当職員）も居るので連携が取りづらいケースもある。
- ・ 医療機関や障害福祉サービスとの連携は取れているが、教育機関（地域の小学校や中学校、または幼稚園等）と連携したいとき、「どうして連携が必要なのか？」から説明しなければならないときがある。保育所等訪問支援など、障害福祉サービスが広く周知されていれば、このようなこともないかもしれない。
- ・ 障害福祉課、保健センターやこども未来課との連携を行いながら、保護者の育児の悩み事は相談員が抱え込まずに家庭児童相談室の利用ができるように、保護者の様子を見ながら促す事もある。  
今後基幹センターが設置されたら、ケースの状況によって多職種連携での相談ができればありがたい。
- ・ 不透明に感じてしまう医療との連携がもっとスムーズにはかれるようになりたい。
- ・ 介護保険サービスとの比較になるが、サービス提供事業者との関わり薄いように感じる。連携、協力というよりは営業色を強く感じている。
- ・ 関係する皆さんに大変よくしていただき、お力添えに感謝している。
- ・ 障害児においては、発達検査を受ける事ができる医療機関等の情報が速やかに得られ、繋がる事ができればと思う。
- ・ 理想の地域は、県内では川口市や埼玉葛北。埼玉葛北は医療との連携も強く、医療的ケア児・者の受け入れ、障害者のレスパイト入院等も盛んである。朝霞も、もっと医療機関との連携ができるといいと思う。

#### 5 その他

- ・ 障害別の家族会のようなものがあるといいと思う。（もう、あるのかもしれませんが）
- ・ 保健所、児相、市町村、以上、行政。委託、特定、以上、民間。現状の体制、守備範囲について、領域を明確にして、基幹の守備範囲を定める(仮定)のがいいのではないかと存じる。
- ・ 自立支援協議会が活発な地域は、障害福祉サービス同士のネットワークもある。（サビ管部会等）そのように色々な事業所から声を拾い上げることができる体制が必要と思う。

## 朝霞市の地域課題について【基幹プロジェクトチーム】

期間

23.12.13 02:00 PM ~ 23.12.31 07:00 PM

回答

19名 / 34名

資料 4 - 4

### 知的障害者の支援についての地域課題

- ・強度行動障害のある人を受け入れてくれる事業所が無い。
  - ・親亡き後の生活の準備として、親が生前に理解し、その提供体制と繋がりを確保することが重要なため、親が生前に理解し、その提供体制と繋がりを確保することを意識させるため、障害者の親に対する教育・指導が必要。
- 
- ・経済的な自立が困難  
(A・B型就労だけの経済的な自立は困難なので、地域で働けないか？又は、働く練習や経験ができる様に地域企業や行政で模擬就労や実習の機会を提供できないか？)
  - ・福祉サービスや社会資源の認知不足→家族だけで問題を抱えやすい。
  - ・地域イベントが少ない
  - ・家族会自体を知らない当事者家族が多い。
- 
- ・入浴施設の確保。
  - ・ここの地域に限らないが、通所事業所利用後(15時～)の時間が長い(帰宅時間が学校より早くなり、時間を持て余してしまう。という話を聞く)。
- 
- ・重度、最重度の方の受け入れ先、グループホームを含む入所(短期入所)先がない。
- 【強度行動障害のある方】
- ・生活介護など事業所から利用を断られるケースが多い。
  - ・行動障害の方の地域での生活を支える社会資源が少ない。
  - ・受け入れできる施設が少なく受け入れが困難な状況がある。
  - ・特に重度の知的障害があり、強度行動障害のケースは生活介護での受け入れが「環境を整えられない」「人員が足りない」との理由から断られてしまうケースがある。
  - ・常に見守りが必要な重度知的障害者が地域で暮らすうえで、通所施設利用と家族が帰宅するまでの朝・夕の時間のサービスがない。移動支援は余暇のための外出が条件となっており、生活サポートは年150時間と利用時間が短く、有料なので経済的負担が大きい。
  - ・送迎をしてくれるB型作業所が限られている。
  - ・生活介護(入浴できるところ)、就B、就Aが少なく、空きもない。
  - ・就Bではご本人やご家族が思っているような個別対応や支援が受けられずに辞めさせられるケースがあった。
  - ・緊急時に受けてくれる短期入所施設が増えてくると良い。
  - ・GHはたくさん出来ているが、受け入れ体制には差があるため安心して預けることが出来ない。
  - ・居宅介護・移動支援・生活サポートの事業所が少ない。希望者がいても各事業所職員不足で対応不可多し。

### 精神障害者の支援についての地域課題

- ・8050問題で、表面には出てこない埋もれているひきこもりの人。⇒地域包括と連携して、対象者を調査し、問題が起こる前に対策を考える。
- ・「行きたいときに行く」という縛りの無いサロンのようなものがあるといい。
- ・対人が苦手な人が多いので、コロナ時のような在宅でも仕事ができるような内職システムの仕事があるといい。
- ・精神薬を服薬していると太りやすくなったり、運動不足の人が多く、高齢者向けに地域包括がおこなっているような障害者の体操や運動の機会があるといい。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害の課題と同じ内容もあります。</li> <li>・経済的な自立が困難</li> </ul> <p>(AB型就労だけの経済的な自立は困難なので、地域で働けないか？又は、働く練習や経験ができる様に地域企業や行政で模擬就労や実習の機会を提供できないか？)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスや社会資源の認知不足→家族だけで問題を抱えやすい。</li> <li>・地域イベントが少ない</li> </ul> <p>家族会自体を知らない当事者家族が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A型就労が無い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で支援が必要な人が把握されていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院できる病院が市内にはないこと、またデイケアも市内にはないため、他市に通っている方が多く受け入れできないケースや、「公共機関を使ってまでは通えない」との意向から繋がれないケースが見られる。他市についても数が少なく選べない状況がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院できる病院やデイケアが限られている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に精神科クリニックは数か所あるが、デイケアがない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイケアがない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集いの場不足、また誘い方への課題</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病状に波が有り、通所が難しい利用者の方が多くデイケアで送迎の有る場所か市内の通所しやすい場所でのデイケアが有ると良い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神特化の訪問介護支援事業所、自立支援プログラムを受け地域の一員として実践できる施設や場所作り。</li> </ul>

### 身体障害者の支援についての地域課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道が狭く、傾斜や段差がある等の道路問題で、障害者一人での外出が困難。</li> <li>・障害の状況にもよるが、やはり就労の場があまり無いと思う。</li> </ul>
<p>舗道の整備(車椅子が安心して使用できる)。</p>
<p>【移動困難について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子等自身で外出するのが困難な方の、移手段の少なさ。</li> <li>・通学、通勤を目的とした場合、支援を受けられないことが多い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医ケアや入浴介助が必要なケースが通える生活介護事業所が2箇所しかなく、受け入れが困難な状況になっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の方にあったサービスが無いと感じるときが多い。例えば、入浴だけを希望するクリアな利用者では、生活介護の環境を受け入れられない方が多く、結局サービスに結びつかないなど。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎をしてくれるB型作業所が限られている。リハビリを受けたくても受けられるところが限られている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護が少ない。強度行動障害等の方がメインになっており、後天的に障害になった人や脊損等の身体障害の方が利用出来る生活介護がない。(療育メインになってしまい、利用者同士の交流が出来ない)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用できる福祉サービス事業所(生活介護・就労・短期入所・グループホーム等)が少ない。</li> <li>・余暇活動ができる場(楽しめる場)が少なかったり、外に出かける手段が受けにくい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・GH等、自立を支援する体制不足。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリ専門の通所事業所などで、送迎してくれる事業所が市内で見つからない状況がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子で通れる道の整備、朝霞台駅・朝霞駅の完全バリアフリー化。</li> </ul>

### 児童(障害児/発達)の支援についての地域課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級に在籍しているが療育が必要な子が多い。その子たちを対象としている放課後等デイサービスが少ない。そのため、その子たちは学童に行っていることが多く、学童の職員が対応できず困っているという声がある。「インクルーシブ」の視点でも、学童職員の人数増と学童職員にも発達障害等の学習の機会が必要だと感じる。</li> </ul>
---

<p>・児童はあまり分からないが、発達障害についてであれば、福祉サービスを利用していないと活動先が限られている印象。施設を利用してなくても何かを发表或し、様々な人や物に触れる機会（イベント等）があると外出や社会参加に繋がるかもしれない。又、最近では利用者にも境界知能という知的・発達障害ではないけど極めて各障害に近いグレーゾーンの方も増えている。境界知能の方々は障害者手帳の取得が困難な場合が多いので一般就労を選択せざるを得ないケースもあり、今後も増えていくと思うので何かしらのサポートがあると良いかもしれない。福祉サービスから取りこぼれてしまう可能性が大きい方々だと思う。</p>
<p>・児発・放デイ事業所の数が増えているので、事業所同士が連携できる仕組み(勉強会、情報交換会)があると良い。</p>
<p>・学校との連携がスムーズに取れない。</p>
<p>・利用者が計画相談事業所を見つける際に、問い合わせに苦労している。空き情報の取りまとめや、事業所情報や特徴などがわかる資料（冊子・ネット掲載等）があると、探しやすいのではないか。</p>
<p>・特性の有無に限らずだが、学校に足が向かないお子さんが増えてきているように感じる。義務教育期間はなかなか難しいところだと思うが、社会との繋がりが途切れないよう、地域で関わりが持てる場所が増えると良いのかなと思う。</p>
<p>・児童発達支援や放課後等デイサービスの利用希望者が多数おり、事業所が受け入れても、相談支援が追いつかずセルフプランでの利用が多くなってしまった。</p>
<p>・発達障害を相談できる専門外来が市内では『TMGあさか医療センター』のみで、市外や県外を受診しなくてはならず、予約が中々取れない状況がある。</p>
<p>・放課後等デイサービスの利用を希望される家庭は多いが、空きがない。</p>
<p>・需要(利用したい方)が多いが、供給(相談員の体制)が見合っていない。</p>
<p>・親が病気になった時に見てくれるところがない。</p>
<p>・誰でもが利用出来る体制になっているのか、余りにも利用希望が多く計画が追いつかない。必要のなさそうなお子さんも利用しており、本当に必要な子が溢れてしまっている。</p>
<p>・計画相談の前に、利用が必要か精査する機能がない。⇒計画を作成する前に受給者証が出ると言われている。計画事業所では把握しきれない。</p>
<p>・個人差を考えずに「ちょっと心配」というだけで、医師にかかり診断書を書いてもらえば「習い事感覚」で利用が出来てしまう。結果、真に療育が必要な子に行き届かなくなるといった状況。</p>
<p>・保育園・幼稚園から「〇〇できないから、大変だから、療育を受けてください」という案内があること。</p>
<p>・親御さんが、育児について気軽に相談できて、真に見極めを行なえる機関による利用の振り分けが必要と思う。</p>
<p>・福祉サービスを利用する前に療育が本当に必要なのかを相談する場所・精査する場所、親の不安（子育てや親の思い等）を聞いてくれる場所がはっきりしていない。⇒児発・放デイ利用者の増加となっている。</p>
<p>・家族支援…本人の通学・通勤の移動手段（生活サポートで対応している市がある）、きょうだい児へのフォロー、親が就業中の預かりの場、親の緊急時に対応できる場所の確保。幼保小中学校と児発・放デイとの連携（親が間に挟まり困っているケースが多い）。</p>
<p>・障害児・医療的ケアのあるお子さんの家族支援としてレスパイトを目的とした施設やサービス（日中一時支援）があると良い。</p>
<p>・移動支援・生活サポートで送迎や外出支援をお願いしたいが、ヘルパーが少ない。</p>
<p>・医療的ケア児・者の送迎サービスがあるとよい。看護師対応が出来る送迎サービス。</p>
<p>・重心の有無による壁。</p>
<p>・小学校、中学校及び地域住民へのノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンでは（多様性を持ったすべての人々を社会が受け入れ、包摂することを目的）とした取り組み不足。</p>
<p>・障害という言葉に抵抗を感じて、小学校入学時に家の子は、障害を持っているわけではないと主張され、支援級へは進まず、普通級に入り子供自身が一斉指示や切り替えが出来ずに学校の流れについていけず、登校拒否や他害に発展してしまうケースがある。</p>
<p>・児発・放デイ利用の適切な判断や相談できる場所がない。本来必要のない人でもいつまでも利用できてしまう。保健センター・母子支援・生活困窮・障害が連携して動ける体制作り。</p>

## その他

### <社会資源の問題>

- ・精神障害者で身体障害もある方（知的はクリアな人）の入れるグループホームが無い。
- ・相談支援専門員不足により、利用者が相談員を付けたくても空きが無く、待機者が増えている現状がある。
- ・相談支援の利用希望に答えられない(計画作成依頼を断っている)状況が続いている。
- ・計画相談事業所（相談員）の不足
- ・相談支援事業所の事業所数や相談支援専門員の人数が不足している。
- ・全体を通して、社会資源が不足している印象がある。社会資源の中には、計画相談も当てはまるように感じており、新規をお断りしセルフプランの案内しかできないのが現状となっている。
- ・他地域と比べて委託相談事業所が少ない。他に委託相談1カ所のみという市もあったが、複数の法人等が運営しているような形態であり、一カ所一法人の委託相談は朝霞市のみだった。
- ・自立訓練の事業所が少ない。
- ・計画相談の数が足りない。どの地域も不足しており深刻な問題だと思うが、朝霞市でも一人の相談員が担当する計画数がキャパオーバーしているように感じている。数をこなそうとすれば質の低下につながる。
- ・グループホームが市内にない。日中支援型ではなく普通の一軒家タイプのGHがほしい。市内はどちらかと言えば知的障害の人がメインで、精神障害や身体障害の人が入れるGHがない。
- ・生サポの事業所が少ない。
- ・自立支援協議会の役割が不明確。
- ・「今の」障害福祉課の市民や相談支援事業所への対応・体制が、どうも時代やニーズに逆行していると思われること。
- ・相談支援事業所、相談員不足。相談員一人が担当する量を超えている（市は把握されている？）。  
計画相談を依頼されても毎回お断りしている状況。
- ・福祉サービスやその他の事業所でも従事者ヘルパーさん不足。サービスはあっても利用できない状況。
- ・幼保小中学校の園長会、校長会等で福祉サービス（特に保育所等訪問、不登校児への対応・居場所のための放課後等デイサービス利用等）について（福祉課から）説明してほしい。
- ・相談支援事業所が少ない。
- ・小学校（支援級・通常級）でうまくいかないケースが多い。学校と家庭を結ぶ専門機関（例：志木市の教育サポートセンターなど）のようなものがあると良い。
- ・相談支援専門員の数少なく、新規利用、相談員増員など相談支援専門員が不足している。1人相談員の場合は、家庭の事情で仕事が続けられなくなったら、事業所の廃止しかない現状がある。
- ・生活介護と就労Bの間のような作業のある生活介護の施設が限られている。



私達、基幹相談支援センタープロジェクトチームとしては、「朝霞市基幹相談支援センター開設時に求める主な内容」を話し合いました。その結果は以下の通りです。

(1) 地域の相談支援体制の強化と取り組み

- 相談支援事業者に対して、専門的な指導や助言を行う。
- 相談支援事業者の人材育成や研修を行う。
- 相談支援事業者や相談機関との連携や情報共有を行う。
- 地域の課題やニーズに応じて、相談支援の充実や改善を図る。

(2) 障害者に対する総合的・専門的な相談支援

- 障害者やその家族の生活上の困りごとや悩みに対して、専門的な知識や経験を持つ相談支援専門員が対応する。
- 障害の種類や個々のニーズに応じて、適切なサービスや制度の利用方法を提案したり、必要な手続きの支援を行ったりする。
- 相談支援事業所やその他の相談機関と連携して、障害者の自立や社会参加を促進する。

(3) 地域移行・地域定着への取り組み

- 入所施設や精神科病院などから地域での生活を希望する障害者に対して、移行支援や定着支援を行う事業所へ繋ぎ、サポートする。
- 地域のサービス事業者や行政機関、医療機関などと協力して、多職種連携のシステムを構築する。

(4) 障害者の虐待防止・権利擁護

- 障害者の虐待防止のために、行政と連携しながら障害者やその家族、サービス事業者などに対して、虐待防止の啓発や教育を行う。

上記の中でも、(1)の「地域の相談支援体制の強化と取り組み」が最重要と考え、それをおこなうために必要なことは、以下のように考えられます。

- 相談支援事業者に対して、専門的な指導や助言を行うためには、
  - 主任相談支援専門員や社会福祉士などの専門的な資格や知識を持つ人材を確保する。また、相談支援の実践や理論に関する最新の情報や研究を収集し、定期的に学習する。
  - 相談支援事業者の業務内容や課題、ニーズなどを把握し、個別に適切なアドバイスやフィードバックを提供して、相談支援事業者の自己評価や改善計画の作成や実施を支援する。
  - 相談支援事業者の指導や助言を行う際には、相談支援の倫理や基本姿勢を尊重し、相談支援事業者の自主性や主体性を尊重する。また、相談支援事業者との信頼関係やコミュニケーションを大切にすることが求められる。
- 相談支援事業者の人材育成や研修を行うためには、
  - 相談支援事業者の人材育成や研修の目的や内容、方法、評価などを明確にする。また、相談支援事業者の現状やニーズに応じて、人材育成や研修の計画や実施を柔軟に変更することも必要。
  - 相談支援事業者の人材育成や研修には、相談支援の倫理や基本姿勢、相談支援の知識や技術、相談支援の実践や事例などを含めること。また、相談支援事業者の参加や意見交換を促すことや、相談支援事業者の学びの成果や課題を共有することが必要。
  - 相談支援事業者の人材育成や研修には、相談支援事業者の職場内での教育や訓練(OJT)や、相談支援事業者の職場外での教育や訓練(OFF-JT)の両方を活用することが必要。また、相談支援事業者の自己研鑽や自己学習を支援すること。
- 相談支援事業者や相談機関との連携や情報共有を行うためには、
  - 相談支援事業者や相談機関の役割や責任、相談支援の目的や内容、相談支援の流れや手順などを理解し、共有することが必要。また、相談支援事業者や相談機関の連絡先や担当者などを把握し、定期的にコミュニケーションをとる。
  - 相談支援事業者や相談機関との連携や情報共有を行う際には、相談支援の倫理や基本姿勢を尊重し、相談支援事業者や相談機関の自主性や主体性を尊重する。また、相談支援事業者や相談機関との信頼関係や協力関係を大切にすることが必要。
- 地域の課題やニーズに応じて、相談支援の充実や改善を図るためには、
  - 地域の障害のある人やその家族の実態や状況、地域のサービスや資源、地域

の関係者や団体などを把握し、分析する。また、地域の課題やニーズを明確にすることが必要。

- 地域の課題やニーズに応じて、相談支援の目標や方針、計画や実施、評価や改善などを行う。また、相談支援の成果や効果を検証し、報告や発信することが必要。
- 地域の課題やニーズに応じて、相談支援の充実や改善を図るためには、相談支援事業者や相談機関だけでなく、地域の関係者や団体と協力し、協働すること。また、地域の関係者や団体に相談支援の意義や内容、方法などを理解してもらうことが必要。